# 輸入麦等の特別売買契約の見積合せに買受けを目的として参加する者に必要な資格を取得するための申請書の提出及び記載要領(需要者用)

令和7年9月17日 農林水産省農産局長

令和7年12月1日から令和10年11月30日までの間に実施する輸入麦等の特別売買契約の 見積合せに買受けを目的として参加する者(輸入麦の買入れ・販売等に関する基本要領 (平成21年7月1日付け21総食第102号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。) 第3章のI第2の1の要件を満たしている者を除く。)に必要な資格を取得するための申 請を行う場合は、この記載要領に従い、食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書、その他 審査に必要な書類を提出してください。

#### 1 提出書類(提出部数各1部)

申請に当たっては、食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書(麦用) (様式4-I-18 (その1)) のほか、次に掲げる書類を提出してください。

- (1) 工場等設備状況報告書 (様式4-I-18 (その2))
- (2) 営業経歴書(現在使われている事業の全てが記載されているもの)
- (3) 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本
- (4) 財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)
- (5) 納税証明書
- (6) 誓約書(様式4-I-18(その3))
- (7) 名称等の公表に関する同意書(様式4-I-18(その4))
- (8) その他審査に必要と認めた書類

#### 2 提出書類の記入方法についての注意事項

- (1) 提出書類に使用する言語は日本語を用い、楷書で明瞭に記入してください。
- (2) 記入事項の基準日は令和7年9月1日とします。

ただし、決算に関する事項は、基準日直前の決算の確定した日 (仮決算は認めない。)とし、金額は、原則、千円単位(百円以下を四捨五入する。)で記入すること。

#### 3 買受資格承認申請書の作成方法

#### 食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書

(様式4-I-18(その1))

食糧用特別売買麦等買受資格審査申請書(麦用)(様式4-I-18(その1))の注意 事項に加え、以下の点に留意し作成すること。

- (1) 代表者は本店(社)の代表者とすること。
- (2) 工場所在地欄は、申請者が複数工場を有する場合、所在地を列記すること。

なお、工場数が多い場合は、工場名及び工場所在地を一覧表にまとめて添付し、工 場所在地欄は「別添一覧表のとおり」と記入すること。

- (3) 原料麦の処理能力欄は、申請者が複数工場を有する場合、各工場の能力の合計を記入すること。
- (4) 輸入麦の年間買受見込数量欄は、申請者が複数工場を有する場合、各工場の見込数量の合計を記入すること。

### 4 添付書類の作成方法

工場等設備状況報告書 (様式4-I-18 (その2))

複数工場を有する申請者は、工場ごとに報告書を作成すること。

## 営業経歴書

申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所(農林水産省農産局長と常時契約を締結する本店(社)、支店及び事務所等)の所在状況についての記載を含んだ書類であって、基準日前1年以内に作成したもの(上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可)。

#### 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本 (写しでも可)

申請日から3か月以内に発行された商業登記法(昭和38年法律第125号)第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書。

#### 財務諸表

自ら作成している基準日の直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、決算内訳 書及び損益計算書を添付すること。

#### 納税証明書(写しでも可)

申請日から3か月以内に発行された国税通則法施行規則(昭和37年4月2日付け 大蔵省令第28号)別紙第9号書式その3、その3の2又はその3の3であって、「法 人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額がないことを証明する税務官 署が発行する証明書。

## 誓約書 (様式4-I-18 (その3))

代表者は本店(社)の代表者とすること。

## 名称等の公表に関する同意書 【 (様式4-I-18 (その4))

代表者は本店(社)の代表者とすること。

#### その他審査に必要と認めた書類

以下の資料を添付すること。なお、これらの資料以外に、必要に応じて追加の資料を求めることがあります。

- (1) 製造する製品に関する資料
- (2) 工場の製造ラインの見取り図など、製品の製造過程が確認できる資料
- (3) 麦の保管設備(サイロ)の見取り図など、収容力や製造ラインへの搬送経路が確認できる資料

(上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可)

### 5 契約の範囲

この申請によって有資格者となった場合に参加できる特別売買契約の範囲は、基本要領第4章のI第1に定める特別売買契約の買受けに係るものとします。

## 6 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の(1)から(5)までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに受付場所に連絡の上、その指示を受けるものとします。

- (1) 住所
- (2) 商号又は名称及び電話番号
- (3) 代表者氏名
- (4) 営業所の名称、所在地及び電話番号
- (5) その他経営の状況等